

6次産業化とは

6次産業化とは

「一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組」

出典:「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(六次産業化・地産地消法)

※法律の公布日:平成22年12月3日、施行日:地産地消関係は平成22年12月3日、6次産業化関係は平成23年3月1日



第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 食料の安定供給の確保に関する施策

(1) 新たな価値の創出による需要の開拓

② 需要に応じた新たなバリューチェーンの創出

これまでの6次産業化の取組を発展させ、農業と、食品製造業などの2次産業、観光業などの3次産業との積極的な連携による付加価値の高いビジネスの創出を推進する。加えて、新市場を獲得するため、食品関連事業者や先端技術に関するベンチャー企業等が、農業者や農業協同組合等と協働で行う地域農産物やその加工品の輸出のための施設整備等を推進する。こうした付加価値の向上や民間活力の導入等により、農業者の所得向上を図る。

(略)

3. 農村の振興に関する施策

(1) 地域資源を活用した場所と雇用の確保

(略)

② 地域資源の発掘・磨き上げと他分野との組み合わせ等を通じた所得と雇用機会の確保

ア 農村発イノベーションをはじめとした地域資源の高付加価値化の推進

農村を舞台として新たな価値を創出し、所得と雇用機会の確保を図るため、「農村発イノベーション」（活用可能な農村の地域資源を発掘し、磨き上げた上で、これまでにない他分野と組み合わせる取組）が進むよう、農村で活動する起業家等が情報交換を通じてビジネスプランを磨き上げることができるプラットフォームの運営など、多様な人材が農村の地域資源を活用して新たな事業に取り組みやすい環境の整備などにより、現場の創意工夫を促す。

また、地域の農業者が農産物の加工、直売や観光農園、農家レストランの経営等の新規事業を立ち上げ、新たな付加価値を生み出す6次産業化を推進する。

さらに、現場発の新たな取組を抽出しつつ、複合経営等の多様な農業経営、農村発イノベーションをはじめとした地域資源の高付加価値化等の取組を様々に組み合わせることで所得と雇用機会を確保するモデルを提示し、全国で応用できるよう積極的に情報提供する。

(以下略)